議案第5号

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬 規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬 規程の一部を改正する規程

令和6年12月 日規程第 号

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号)の一部を 次のように改正する。

第23条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」の次に「」と、「100分の127.5とあるのは「100分の71.25」を加える。

第26条第2項第1号中「100分の97.5」を「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条同項第2号中「100分の46.25」を「、6月に支給する場合には100分の46.25、12月に支給する場合には100分の53.75」に改める。

第27条第2項中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係) 事務職員給料表

職員 の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇		円	円	円	円	円	円	円	円	円
用職員以	1	183, 500	230, 000	261, 300	287, 300	309, 800	335,000	373, 400	415, 600	465, 500
外の	2	184, 600	231, 500	262, 300	288, 900	311, 500	336, 900	376, 000	418, 000	468, 600
職員	3	185, 800	233, 000	263, 300	290, 400	313, 200	338, 700	378, 300	420, 500	471,600
	4	186, 900	234, 500	264, 300	291, 900	314, 700	340, 500	380, 500	422, 900	474, 600
	5	188, 000	236, 000	265, 300	293, 400	316, 100	342, 200	382, 400	424, 800	477, 600
	6	189, 700	237, 500	266, 300	294, 900	317, 400	343, 900	384, 700	426, 900	480, 600
	7	191, 300	239, 000	267, 300	296, 300	318, 700	345, 500	386, 800	429, 000	483, 600
	8	192, 900	240, 500	268, 300	297, 600	320, 000	347, 200	388, 800	431, 200	486, 700
	9	194, 500	242, 000	269, 300	298, 800	321, 300	348, 800	390, 800	433, 100	489, 400
	10	196, 200	243, 400	270, 300	300, 300	323, 100	350, 500	393, 100	435, 200	492, 500
	11	197, 800	244, 800	271, 300	301, 800	324, 900	352, 100	395, 300	437, 300	495, 500
	12	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700	397, 500	439, 200	498, 600
	13	201, 000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200	399, 700	440, 900	501, 300
	14	202, 700	248, 600	274, 300	305, 700	330, 000	356, 900	402, 000	442, 700	503, 600
	15	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500	404, 200	444, 600	505, 900
	16	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100	406, 500	446, 500	508, 200
	17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700	408, 300	448, 300	510, 200
	18	207, 400	252, 100 253, 200	277, 400	310, 700	336, 700	363, 500	410, 200	450, 100	510, 200
	19	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000	412, 100	451, 900	513, 100
	20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600	413, 900	453, 600	514, 500
	0.1	010 000	0EC 400	000 500	215 400	241 500	200,000	415 700	455 400	F1F 700
	21 22	213, 600 215, 200	256, 400 257, 400	282, 500 283, 800	315, 400 317, 000	341, 500 343, 100	368, 000 369, 600	415, 700 417, 500	455, 400 456, 900	515, 700 517, 100
	23	216, 800	257, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200	417, 300	458, 300	517, 100
	24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100	459, 800	520, 100
	25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700	461, 200	521, 200
	26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500	522, 300
	27 28	223, 000 224, 300	262, 200 263, 100	289, 800 291, 100	325, 000 326, 600	350, 900 352, 500	378, 400 380, 200	425, 700 427, 200	463, 800 465, 000	523, 500 524, 700
			,	,	,	,	,	ŕ	,	
	29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000	525, 700
	30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700	526, 600
	31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400	527, 500
	32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100	528, 400
	33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800	529, 200
	34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500	530, 100
	35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100	530, 800
	36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700	531, 300
	37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200	532, 000
	38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471,800	532, 600
	39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369,000	396, 500	440, 300	472, 400	533, 400
	40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000	534, 000
	41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500	534, 500
	42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000	,
	43	239, 900	274, 600	309, 100	351,000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400	
	44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700	
	45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000	
	46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	1.0,000	
	47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400		
	48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100		
	49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600		
	50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	378, 700	406, 000	447, 000		
	51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400		
							_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-1., 100		

	1	Ì	1	I	ĺ	Ī		ĺ
53	246,000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247,600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450,000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369,000	385, 500	409,000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	200,000	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 000		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
00	250, 000	290, 100	555, 500	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411,700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412,000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413,000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380,000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	410, 100		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			
90	256,000	298, 000	345, 600	294 500	207 200			
89 90	256, 900 257, 200	298, 000	345, 600	384, 500 385, 000	397, 200 397, 500			
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
02	950 100	200 200	247 000	206 100	200 200			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94 95		299, 400 299, 700	347, 400 347, 800	386, 600 387, 000				
95 96		300, 100	347, 800	387, 000				
		000						
97		300, 300	348, 400	387, 700				
98		300, 600 301, 000	348, 800 349, 200	388, 200 388, 600				
99 100		301, 000	349, 500	389, 000				
			·	·				
101		301, 600	349, 800	389, 300				
102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	351, 000					
105		302, 700	351, 500					
106		303, 000	351, 900					
107		303, 300	352, 300		1			
108	1	303, 600	352, 700					

再雇 用職 員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000
	125		308, 500							
	124		308, 200							
	123		307, 900							
	122		307, 600							
	121		307, 400							
	120		307, 000							
	119		306, 700							
	118		306, 400							
	117		306, 200							
	116		306, 000							
	115		305, 600							
	114		305, 300							
	113		305, 100	354, 700						
	112		304, 900	354, 200						
	111		304, 600	353, 900						
	110		304, 200	353, 600						
	109		303, 800	353, 200						

備考 この表は、教授、准教授及び講師以外の職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)

教員職員給料表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	·	円	円	円
再雇用	1	317, 100	358, 300	423, 100
職員以	2	319, 300	360, 900	425, 000
外の職	3	321, 500	363, 500	426, 800
員	4	323, 600	366, 000	428, 500
	5	325, 700	368, 400	430, 200
	6	327, 600	370, 800	432, 100
	7	329, 400	373, 300	434, 000
	8	331, 200	375, 700	435, 800
	9	333, 000	378, 200	437, 200
	10	334, 900	380, 700	439, 100
	11	336, 700	383, 200	441, 000
	12	338, 500	385, 600	442, 900
	13	340, 300	388,000	444, 300
	14	341, 900	389, 600	446, 200
	15	343, 500	391, 100	448, 100
	16	345, 000	392, 600	450, 000
	17	346, 500	393, 600	451, 700
	18	348, 100	395, 300	453, 500
	19	349, 700	396, 700	455, 300
	20	351, 300	398, 000	457, 100
	21	352, 700	399, 200	459, 100
	22	354, 700	400, 200	461, 300
	23	356, 700	401, 200	463, 700
	24	358, 700	402, 200	466, 000
	25	360, 500	403, 100	468, 000
	26	362, 100	404, 200	470, 100
	27	363, 700	405, 300	472, 200
	28	365, 300	406, 400	474, 200
	29	366, 600	407, 500	476, 200
	30	368, 100	408, 600	478, 500
	31	369, 500	409, 700	480, 700
	32	370, 800	410, 800	482, 600
1		l l		

	33	372, 100	411, 900	484, 500
	34	373, 300	413, 000	486, 600
	35	374, 500	414, 100	488, 800
	36	375, 600	415, 300	490, 800
		3,3,333	110,000	100,000
	37	376, 700	416, 300	492, 900
	38	378, 100	417, 400	494, 900
	39	379, 400	418, 500	496, 800
	40	380, 700	419, 700	498, 700
	10	000, 100	110, 100	100, 100
	41	382,000	420, 600	500, 700
	42	383, 300	421, 700	502, 600
	43	384, 600	422, 800	504, 300
	44	385, 900	423, 800	506, 200
	11	300, 300	120,000	000, 200
	45	387, 200	424, 800	508, 100
	46	388, 400	425, 900	509, 900
	47	389, 600	427, 000	511, 700
	48	390, 700	428, 100	513, 500
	40	330, 100	420, 100	313, 300
	49	391, 800	429, 100	515, 200
	50	393, 000	430, 300	516, 900
	51	394, 100	431, 500	518, 700
	52	395, 200	432, 700	520, 500
	52	393, 200	452, 100	520, 500
	53	396, 300	433, 400	522, 000
	54	397, 500	434, 300	523, 600
	55	398, 700	435, 200	525, 300
	56	399, 800	436, 000	526, 900
		000,000	100,000	020, 300
	57	400, 800	436, 800	528, 500
	58	401, 800	437, 700	529, 800
	59	402, 800	438, 600	531, 100
	60	403, 700	439, 400	532, 300
	00	100, 100	100, 100	002, 000
	61	404, 900	440, 100	533, 500
	62	406, 300	441, 000	534, 500
	63	407, 700	442, 000	535, 500
	64	409, 100	442, 900	536, 500
	01	100, 100	112,000	000,000
	65	409, 900	443, 800	537, 100
	66	410, 900	444, 700	538, 000
	67	411, 900	445, 700	538, 900
	68	413, 000	446, 600	539, 800
		110, 000	110, 000	330, 330
	69	413, 900	447,600	540, 700
	70	414, 700	448, 600	541, 500
	71	415, 500	449, 500	542, 200
1	1 '*	110,000	110,000	012, 200

	72	416, 200	450, 500	542, 700
	73	416, 900	451, 400	543, 400
	74	417, 800	452, 300	543, 900
	75	418, 600	453, 200	544, 700
	76	419, 200	454, 200	545, 300
	77	419, 800	455, 000	545, 800
	78	420, 200	455, 400	
	79	420, 500	456, 000	
	80	420, 800	456, 600	
	81	421, 100	457, 200	
	82	421, 400	457, 900	
	83	421,600	458, 200	
	84	421, 900	458, 800	
	85	422, 100	459, 200	
	86	422, 400	459, 500	
	87	422, 700	459, 800	
	88	423, 000	460, 100	
	89	423, 200	460, 400	
	90	423, 400		
	91	423, 700		
	92	424, 000		
	93	424, 200		
	94	424, 500		
	95	424, 800		
	96	425, 100		
	97	425, 300		
	98	425, 600		
	99	425, 900		
	100	426, 100		
	101	426, 300		
	102	426, 600		
	103	426, 900		
	104	427, 100		
	105	427, 300		
再雇用 職員		299, 000	321, 200	406, 100

備考 この表は、教授、准教授及び講師に適用する。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同条同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の46.25、12月に支給する場合には100分の53.75」を「100分の50」に改める。

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第3条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程(平成21年規程第33号)の一部を 次のように改正する。

第4条第1項中「100分の165」の次に「」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を加える。

第4条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の165」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年12月 日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規 定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程(次項において「改正後の給与規程」という。)の規定は令和6年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内払いとみなす。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正について

【令和6年度人事院勧告及び青森県人事委員会勧告による給与改定等】

1 改正趣旨

人事院勧告(令和6年8月8日実施)及び青森県人事委員会勧告(令和6年10月8日実施)を勘案して、青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても給料月額や期末・勤勉手当の支給率の引上げなど、所要の改正を行うもの。

2 主な給与改定のポイント

- (1) 初任給をはじめ若年層に重点を置いて、全ての職員の給料月額を引上げ。
- (2) 期末・勤勉手当の支給月数について、年間0.15月の引上げ。
- (3) 役員の期末手当の支給月数について、年間0.10月の引上げ。
- (4) 寒冷地手当の支給月額を引上げ。

3 具体的な規程の改正内容

- (1) 給料表の引上げ
 - → 別表第1及び別表第2のとおり
- (2) 期末・勤勉手当の支給月数の改定
 - → 下表のとおり
- (3) 役員の期末手当の支給月数の改定
 - → 下表のとおり

令和6年度 (単位:月数)

区分	手当名	6月期	12月期	年計	前年度比
職員	期末	1. 225	1. 225 → 1. 275	2. 450 → 2. 500	+ 0.05
(第1条)	勤勉	0. 975	0. 975 → 1. 075	1. 950 → 2. 050	+ 0.10
再雇用職員	期末	0. 6875	0. 6875 → 0. 7125	1. 375 → 1. 400	+ 0.025
(第1条)	勤勉	0. 4625	0. 4625 → 0. 5375	0. 925 → 1. 000	+ 0.075
役員 (第3条)	期末	1. 650	1. 650 → 1. 750	3. 300 → 3. 400	+ 0.10

(参考)

無期雇用嘱託職員、常勤嘱託	期末	1. 225	1. 225 → 1. 275	2. 450 → 2. 500	+ 0.05
職員、臨時職員	勤勉	0. 975	0. 975 → 1. 075	1. 950 → 2. 050	+ 0.10

※該当する職員はいないが、再雇用職員の規定も併せて改正

令和7年度以降 (単位:月数)

区分	手当名	6月期	1 2月期	年計	前年度比
職員	期末	1. 225 → 1. 250	1. 275 → 1. 250	2. 500	-
(第2条)	勤勉	0. 975 → 1. 025	1. 075 → 1. 025	2.050	
再雇用職員	期末	0. 6875 → 0. 700	0. 7125 → 0. 700	1. 400	
(第2条)	勤勉	0. 4625 → 0. 500	0. 5375 → 0. 500	1.000	
役員 (第4条)	期末	1. 650 → 1. 700	1.750 → 1.700	3. 400	_

(参考)

無期雇用嘱託	期末	1. 225 → 1. 250	1. 275 → 1. 250	2. 500	_
職員、常勤嘱託職員、臨時職員	勤勉	0. 975 → 1. 025	1. 075 → 1. 025	2. 050	_

[※]該当する職員はいないが、再雇用職員の規定も併せて改正

(4) 寒冷地手当の支給月額を引上げ

令和6年度以降(第1条)

世帯主で	フの仏の聯口	
扶養親族あり	扶養親族なし	その他の職員
19,800円 (+2,000円)	11,400円 (+1,200円)	8,200 円 (+840 円)

[※]カッコ内は改定前との差額

4 施行期日

[令和6年度に係る改正] → 決裁日(適用日:令和6年4月1日)

[令和7年度以降に係る改正] → 令和7年4月1日

5 影響額

給料表の改定、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の引上げに係る影響額(全体)

約21,600千円の増

【参考】無期雇用嘱託職員、常勤嘱託職員、臨時職員に対する報酬、期末手当及び勤勉 手当の引上げに係る影響額 約6,800千円の増

6 今後の予定

令和7年1月31日(金) 対象者へ差額支給

公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号)新旧対照表

・ 令和6年度に係る改正 (第1条関係)

改正後

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の46.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ (略)

(寒冷地手当)

第27条 (略)

2 市内に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族(第10条に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。)のある職員(寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、第15条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(別に定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして法人が定めるものを除く。)にあっては19,800円、その他の世帯主である職員にあっては11,400円とし、その他の職員にあっては8,200円とする。

 $3 \sim 5$ (略)

別表第1 (事務職員給料表)・・・・・全改 別表第2 (教員職員給料表)・・・・・全改 改正前

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の1</u>22.5

を乗じて得た額

に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「100分の122.5」とあるのは 「100分の68.75

とす

る。

 $4\sim6$ (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5

を乗

じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の46.25

を乗じて得た額の

総額

 $3 \sim 5$ (略)

(寒冷地手当)

第27条 (略)

2 市内に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族(第10条に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。)のある職員(寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、第15条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(別に定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして法人が定めるものを除く。)にあっては17,800円、その他の世帯主である職員にあっては10,200円とし、その他の職員にあっては7,360円とする。

 $3 \sim 5$ (略)

別表第1(事務職員給料表)

別表第2(教員職員給料表)

公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号)新旧対照表

・令和7年度以降に係る改正(第2条関係)

改正後 改正前 (期末手当) (期末手当) 第23条 (略) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の1 する場合には100分の122.5、12月に支給 する場合には100分の127.5を乗じて得た額 を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。 に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略) (1)~(4) (略) 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用について 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「100分の125」とあるのは は、同項中「100分の122.5」とあるのは 「100分の70 「100分の68.75」と、「100分の12 」とす 7. 5」とあるのは「100分の71. 25」とす る。 る。 $4 \sim 6$ (略) $4 \sim 6$ (略) (勤勉手当) (勤勉手当) 第26条 (略) 第26条 (略) (略) (略) (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当 (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの 基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死 基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死 亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇さ 亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇さ れ、又は死亡した日現在。次項において同じ。) れ、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対 において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額を加算した額に10 する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 0分の102.5 月に支給する場合には100分の97.5、12 を乗 月に支給する場合には100分の107.5を乗 じて得た額の総額 じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職 (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職 員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には

員の勤勉手当基礎額に100分の50

を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ (略)

100分の46.25、12月に支給する場合に は100分の53. 75を乗じて得た額の総額

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程(平成21年規程第33号)新旧対照表

・ 令和6年度に係る改正 (第3条関係)

改正後

(通勤手当等)

第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び 寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立 大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給 与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与 規程適用職員」という。)の例による。この場合にお いて、その例によるものとされる給与規程第23条第 2項において「100分の122.5」とあるのは「1 00分の165」と、「100分の127.5」とあ るのは「100分の175」とし、同条第5項におい て「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の 級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適 用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を 考慮してこれに相当する職員として当該各給料表に つき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事 長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮し て別に定める職員の区分に応じて100分の20を 超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「10 0分の20」とする。

2 (略)

改正前

(通勤手当等)

第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び 寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立 大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給 与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与 規程適用職員」という。)の例による。この場合にお いて、その例によるものとされる給与規程第23条第 2項において「100分の122.5」とあるのは「1 00分の165」

上し、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。

2 (略)

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程(平成21年規程第33号)新旧対照表

・令和7年度以降に係る改正(第4条関係)

改正後

(通勤手当等)

第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び 寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立 大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給 与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与 規程適用職員」という。)の例による。この場合にお いて、その例によるものとされる給与規程第23条第 2項において「100分の125」とあるのは「1 00分の170

」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。

2 (略)

改正前

(通勤手当等)

第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び 寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立 大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給 与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与 規程適用職員」という。)の例による。この場合にお いて、その例によるものとされる給与規程第23条第 2項において「100分の122.5」とあるのは「1 00分の165」と、「100分の127.5」とあ るのは「100分の175」とし、同条第5項におい て「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の 級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適 用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を 考慮してこれに相当する職員として当該各給料表に つき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事 長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮し て別に定める職員の区分に応じて100分の20を 超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「10 0分の20」とする。

2 (略)